

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月2日から3年3月3日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を2年4月2日に、資格喪失日に係る記録を3年3月3日とし、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から3年3月3日まで

私は、A社の給料が以前の会社と比べて高かったので平成元年の10月から働いた。入社後は試用期間があると思うが、会社が発行した在職証明書、辞令等があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が発行した在職証明書及び辞令により、申立人は平成元年9月26日から3年3月2日まで同社に継続して勤務し、2年4月2日に本採用されたことが確認できる。

また、当時の上司及び同僚は、申立人は正社員として勤務しており、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無く、厚生年金保険に加入していたと思うとの証言をしており、これらの上司及び同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

さらに、事業主は、申立人が上司と同様の勤務形態にもかかわらず、厚生年金保険に加入させない理由が無いと回答している。

加えて、申立人は、入社当時は試用期間があったと思われると述べている上、事業主も、当時は、研修期間（3か月間から6か月間）を過ぎた後に正職員にしていたようだとは回答しており、申立人と同じ業務内容で、平成元年10月1日に厚生年金保険に加入している元同僚は、入社は同年4

月であると回答していることから、当該事業所では、試用期間が経過した後厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、本採用された平成2年4月2日から3年3月3日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、当該事業所で申立人と同様の業務に従事していた元同僚の平成元年10月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は、申立人の関係書類が保存されていないので確認できないため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年4月2日から3年3月3日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年10月1日から2年4月2日までの期間については、申立人は、入社当時は試用期間があったと思われると述べている上、事業主も、当時は研修期間（3か月間から6か月間）を過ぎた後に正職員にしていたようだと回答している。

また、申立人と同じ業務内容で、平成元年10月1日に厚生年金保険に加入している元同僚は、入社は同年4月であると回答している

さらに、別の元上司は、中には本人の意志で厚生年金保険に加入していなかった者や試用期間を設け、採用してすぐには厚生年金保険に加入させなかった者もいたと述べていることから、当該事業所は、従業員のすべてを採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち平成元年10月1日から2年4月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成15年4月から16年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年5月29日まで

私は、A社に勤務していたが、そのうち平成15年4月以降の標準報酬月額が低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断する。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA事業所からB事業所へ転勤した。申立期間も厚生年金保険に加入し、保険料を給与から天引きされていたが、加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行した在職証明書、B事業所が保管する略歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、C法人に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和50年2月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年1月にB社に入社し、62年4月まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務した。

この期間のうち、昭和46年1月1日から49年3月31日までは、B社の子会社であったA社に出向したが、この出向期間中の厚生年金保険加入記録は、資格取得日が46年1月1日、資格喪失日が49年3月31日となっており、同年3月が未加入となっている。

昭和49年3月についても厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及びC健康保険組合が発行した健康保険被保険者加入証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記載す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②については、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和25年5月30日に、資格喪失日に係る記録を同年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月24日から同年11月19日まで
② 昭和25年5月30日から同年9月30日まで

私は、昭和23年9月24日から同年11月19日までの期間及び25年5月24日から同年9月18日までの期間について、A氏が所有する船舶B及び船舶Cに乗船した。私が所持している船員手帳には、船舶B及び船舶Cに乗船した記載があるので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の所持する船員手帳により、申立人が船舶Cに甲板員として勤務していたことが推認できる。

また、当該船員手帳には、申立人の雇入れに関する記載のほか、「船員保険関係」の欄に、標準報酬月額4,000円及び昭和25年5月30日資格取得、同年9月18日資格喪失、船舶所有者の氏名はAと記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げている甲板員の同僚は、昭和25年5月30日から同年9月30日までの期間について、船員保険の加入記録があり、当該同僚の船員手帳の「船員保険関係」の欄に、標準報酬月額4,000円及び同年5月30日資格取得、同年9月22日資格喪

失、船舶所有者の氏名はAと記載されており、資格喪失日以外は、申立人の船員手帳と同じ記載内容となっていることが確認できる。

加えて、上記同僚のほか、船舶Cに乗船していたとする3名（船長、漁労長、甲板員）についても、申立期間②において、船員保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じく船舶Cにて甲板員であった同僚の船員保険の記録及びその同僚と申立人が所持する船員手帳の記載から、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、船舶所有者名簿によれば、当該船舶所有者は、昭和24年11月1日に船員保険の適用を受けており、申立期間当時、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立人が同僚としている者、その同僚が述べた船長、漁労長及び甲板員についても、申立人と同様に申立期間①について船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が所持する船員手帳には、「船員保険関係」の欄に申立期間①について標準報酬月額等の記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1275 (事案 649 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月から 31 年 10 月まで

私は、A社で勤務していた昭和 29 年 6 月から 31 年 10 月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとした回答を年金記録確認宮城地方第三者委員会からもらったが理解することができない。

働いていた者の中には、厚生年金保険未加入者もいたとあるが、高額な日給で働いていた職人等及び入社時より遅く厚生年金保険に加入した同僚がいたことについて当時の経緯を把握している経営責任者に確認いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会は、申立人が所持する社内旅行の写真及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立書に記載されている同僚の中に厚生年金保険の加入記録が無い者もおり、当該事業所は、一部の社員については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成 21 年 4 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、厚生年金保険に加入していない者は高額な日給で働いていた職人である話を聞いたことがあることや、元同僚が入社日より遅く厚生年金保険の被保険者となったことについてA社の申立期間当時の経営責任者に聞いてほしいとの再申立てであるが、当時の経営責任者は、住み

込みの従業員がいたことや、当該事業所には正社員のほか臨時社員及び職人が勤務していたとしているものの、厚生年金保険に加入させていたとする従業員の範囲及び申立人の勤務の事実については思い出せないと回答している。

また、元同僚7名のうち6名は、申立人がA社に勤務をしていたと証言をしているものの、いずれの者も厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の給与からの控除の有無については分からないとしている。

さらに、6名の元同僚のうち1名は、「自分は3年間臨時社員の期間があり、この期間は厚生年金保険には加入はしていなかった。」としているほか、当時中卒者の入社も多く、仕事を覚えるまでの2、3年間は臨時社員の期間があったと回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 12 月 6 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、自分の厚生年金保険に係る標準報酬月額が平成 12 年 4 月から 8 万円引き下げられている。当時は営業職で、基本給はあまり高くなかったと記憶しているが、営業手当が給与の 5 割程度あり、給与が 8 万円程度減少した記憶は無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について給与が低くなった記憶は無いとしているが、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間に申立人と同様に標準報酬月額が 8 万円以上低く改定された者は 15 名おり、このうち 1 名は、2 度にわたり 8 万円以上低く改定されていることから、当該事業所は給与額の変動が大きかったことがうかがえ、申立人だけが標準報酬月額を低く改定されたという状況は認められないほか、申立人及びこれら被保険者の標準報酬月額の記録は、遡及して引き下げられているなどの不自然さはみられない。

また、元同僚が保管している平成 12 年 6 月から同年 12 月までの期間の給与額及び保険料控除額が記載された社員別の賃金台帳によると、この元同僚の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所の破産管財人が保管している未払賃金一覧に記載された 26 名の被保険者の給与額と資格喪失時の標準報酬月額を比較したところ、おおむね標準報酬月額に相当する給与額を受けていたことがうかが

える。

加えて、A社は、平成12年に解散しており、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 2 月まで
私は、申立期間において、A 県の B 地区にあった C 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び C 社に勤務していた元役員の回答から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 11 月 1 日であることが確認できる。

また、現在の事業主及び元役員は、「当該事業所が厚生年金保険に加入したのは平成 2 年 11 月であり、申立期間当時、申立人は厚生年金保険には加入していないと思う。」と回答している。

さらに、A 県内にある当該事業所に類似した名称で厚生年金保険の適用事業所になっている事業所は、5 事業所確認できたが、いずれも申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所は申立期間当時の資料は残っていないと回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 30 日から 43 年 3 月 11 日まで
私は、昭和 42 年 3 月から 43 年 4 月まで同一船舶に乗船していたが、船員保険の記録は 42 年 12 月 30 日資格喪失、43 年 3 月 11 日資格取得となっており、申立期間の加入記録が無い。
船員手帳で乗船していたことが確認できるのに、申立期間が未加入となっていることはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

船員手帳の記録により、申立人が、申立期間に船舶Aに乗船していたことは推認できる。

しかし、B事業所において、申立人と同じく昭和 41 年 3 月に船員保険の被保険者資格を取得し、申立期間後の 43 年 3 月においても加入記録のある被保険者 47 名のうち、申立人と同様の加入記録になっている者が多数見受けられ、申立期間に加入記録が継続している者は、8名のみであることが確認できることから、当該事業所では、申立期間について、何らかの理由により大半の者を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が保管する乗船時の賃金の借入れ等をメモしたノートには、申立期間前後の船員保険料の控除額は記載されているが、申立期間の船員保険料の控除額は記載されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は昭和 59 年に解散している上、当時の同僚からも、船員保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月2日から37年3月12日まで
② 昭和37年3月12日から42年2月27日まで

私は、A社退社後の平成6年12月に年金の手続のために社会保険事務所（当時）に行ったところ、昭和29年1月2日から37年3月12日まで勤めていたB社と、同年3月12日から42年2月27日まで勤めていたC社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として同年10月13日に受給したことになることを初めて知った。

当時私は、子育てのためC社を退職し、給料はもらっていなかったがD社に住み込みの管理人として働き、昭和43年8月1日からは、同社の営業員として働いていた。

脱退手当金については、退職時にC社から説明を受け知っていたが、子供が保育園に行くようになったらまた働くつもりだったので、そのままにしてほしいとお願いした。

私は、脱退手当金を請求したことも無く、受け取ってもいないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には昭和42年7月8日に社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 14 日から 37 年 2 月 7 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 38 年 12 月 12 日から 40 年 10 月 16 日まで

当時、A事業所の職員は、上司と私の二人だけであったが、上司と合わないため退職した。

60 歳になり年金の手続をしたときに初めて脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った覚えも無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月27日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月1日から同年10月30日まで

私は、昭和28年11月1日から58年10月30日までA社に勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年5月1日となっており、同日から同年10月30日までは未加入となっている。

当該事業所の代表取締役であった夫や従業員2名と一緒に、昭和58年10月30日まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が当該事業所において昭和58年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したこと、及び申立人に係る政府管掌健康保険の被保険者証が同年5月9日に社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

また、仮に、申立人が昭和58年8月1日の時点で厚生年金保険の被保険者であった場合、同年10月1日以降の標準報酬月額に係る定時決定がなされるはずであるが、上記原票には当該処理がなされた旨の記録は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該事業所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和58年5月1日とする旨の届出を行ったことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間当時、当該事業所の役員であり、かつ、経理事務及び社会保険関係事務を担当していたと述べていることから、申立人が上記届出の事実を把握していなかったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月から同年11月まで
② 昭和25年9月から同年11月まで
③ 昭和40年2月28日から同年4月1日まで
④ 昭和40年12月31日から41年1月1日まで
⑤ 昭和41年12月31日から42年3月1日まで

私は、昭和23年9月24日から同年11月22日まで、A氏が所有する船舶Bに乗船した。船舶Bでは、主にイワシ漁やマグロ漁を行っていた。

また、私は、昭和25年9月26日から同年11月25日まで、C氏が所有する船舶Dに乗船した。船舶Dは、当初、マグロ漁のためにE県から来ていた船舶だったが、サンマ漁を行うことになり、F県のG港にて私を含めたサンマ漁の経験者5、6名を雇入れた。私が所持している船員手帳には、船舶Bと船舶Dに乗船した記載があるので、申立期間①及び②を船員保険の被保険者として認めてほしい。

さらに、私は、昭和39年5月から42年12月まで、H氏が所有する船舶I及び船舶Jに乗船したが、船員保険の記録に空白があることに気が付いた。39年5月から42年12月までは途中で下船したことは無いので、申立期間③、④及び⑤を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤については、申立人の所持する船員手帳により、申立人が申立てに係る船舶に乗船したことが推認できる。

一方、申立期間④については、申立人の船員手帳に雇入れ及び雇止めの記録は無い。

申立期間①について、船舶所有者名簿によれば、当該船舶所有者は、昭

和 24 年 11 月 1 日に船員保険の適用を受けており、申立期間当時、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立人が同僚としている者や、船長、漁労長についても、申立人と同様に申立期間①について船員保険の加入記録は確認できない。

申立期間②について、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていたが、申立人が F 県の G 港にて船舶 D に一緒に乗船したとしている同僚 3 名の当該期間における船員保険の加入記録は確認できない。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人及び同僚の氏名は確認できず、不自然な訂正箇所は見当たらない。

申立期間③、④及び⑤について、申立人の船員手帳に記載のある船舶 I 及び船舶 J の船長の船員保険の加入記録は、申立人と同様に被保険者期間の空白がある。

また、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿に、昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 30 日までの間に船員保険被保険者の資格記録がある者は、申立人と船長のほかに 7 名おり、うち 6 名は、申立期間③、④及び⑤とほぼ同時期に被保険者期間の空白があり、当該船舶所有者は、従業員について、何らかの理由により船員保険被保険者の資格を喪失させ、再度取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。